

沿岸広域振興局長告示第31号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり県道の供用を開始する。

平成27年3月20日

沿岸広域振興局長 佐々木 和 延

- 1 路線名 大船渡広田陸前高田線
- 2 供用開始の区間 陸前高田市広田町字後花貝29番2地先から字前花貝187番4地先まで
- 3 供用開始の期日 平成27年3月23日
- 4 供用開始の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間
 - (1) 場所 沿岸広域振興局土木部大船渡土木センター
 - (2) 期間 平成27年3月20日から同年4月20日まで